

『特別定額給付金』のご案内を 世帯主の方へお送りしています

☎総務課

☎ 0820 (74) 1000

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が、4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

■給付対象者

給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人

受給権者は、住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

■給付額

給付対象者1人につき10万円

■申請方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は、「①郵便申請方式」と「②オンライン申請方式」を基本とします。

①郵便申請方式

町から受給権者（世帯主）宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに、町へ郵送してください。

②オンライン申請方式（マイナンバーカードを持っている人は利用可能です）

オンライン申請は、マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請を行います。

■給付方法

原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

※詳しくは、郵送しています書類をご確認ください。

『特別定額給付金』を装う 詐欺にご注意ください！

特別定額給付金について、県、町、総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、総務課または最寄りの警察署（または、警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

○県、町、総務省などがATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません！

○県、町、総務省などが「特別定額給付金」のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません！

○県、町、総務省などがメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは、絶対にありません！

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

☎福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

(1)令和2年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2)戦没者等の子

(3)戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有し

ていなかった人、当該遺族以外の者の養子となっている人、令和2年4月1日時点で婚姻により姓が変わっている人等を除く）

(4)(3)の条件を満たさない①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5)戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

■支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

■請求期限

令和5年3月31日